



# 大切な命だから考えよう 犬「猫」 との暮らし方



飼い犬には、登録と鑑札かんざつの着用、毎年の狂犬病予防注射が法律（狂犬病予防法）で定められています

生後91日以上の犬は、犬を飼い始めた日から30日以内に登録が必要となります。また、登録時に交付される鑑札は犬につけておかなければなりません。

環境総務課（市役所10階）または市内の動物病院で登録してください。

◆犬の登録料／1頭3000円  
交付される鑑札・注射済票は、必ず犬につけてください。

## 平成29年度 狂犬病予防 集合注射日程

とき(4月)	ところ	時間
5日(水)	富士北まちづくりセンター	9:30~12:00
	県富士総合庁舎	13:30~15:00
6日(木)	伝法まちづくりセンター	9:30~12:00
	丘まちづくりセンター	13:30~15:00
7日(金)	吉永北まちづくりセンター	9:30~12:00
	富士見台まちづくりセンター	13:30~15:00
10日(月)	須津まちづくりセンター	9:30~12:00
	吉永まちづくりセンター	13:30~15:00
11日(火)	岩松まちづくりセンター	9:30~12:00
	岩松北まちづくりセンター	13:30~15:00
12日(水)	大淵まちづくりセンター	9:30~12:00
	城山町公会堂(大淵)	13:30~15:00
13日(木)	今泉まちづくりセンター	9:30~12:00
	原田まちづくりセンター	13:30~15:00
14日(金)	富士南まちづくりセンター	9:30~14:30
16日(日)	市役所駐車場東側	9:30~12:00
17日(月)	田子浦まちづくりセンター	9:30~12:00
	富士駅南まちづくりセンター	13:30~15:00
18日(火)	鷹岡まちづくりセンター	9:30~12:00
	天間まちづくりセンター	13:30~15:00
19日(水)	広見まちづくりセンター	9:30~12:00
	青葉台まちづくりセンター	13:30~15:00
20日(木)	元吉原まちづくりセンター	9:30~12:00
	浮島まちづくりセンター	13:30~15:00
21日(金)	富士川まちづくりセンター	9:30~12:00
	松野まちづくりセンター	13:30~15:00

### 持ち物

①愛犬手帳、②通知はがき（犬の登録をしている所有者に、3月中旬に送付）、③注射代（注射済票含む。1頭につき3,400円）

- ※当日、会場で新規登録もできます（1頭につき3,000円）。
- ※おつりのないようにご用意ください。
- ※12~13時は受け付けを休止します。
- ※都合が悪い場合は、動物病院で必ず予防注射を受けさせてください。

◆再交付手数料／鑑札1600円、注射済票340円  
鑑札・注射済票を紛失・破損したときは、愛犬手帳と認め印を持参し、環境総務課で再交付申請をしてください。  
また、狂犬病予防集合注射を、4月に各地区まちづくりセンターなどで実施します（左表参照）。詳しくは、市ウェブサイトをのぞってください。  
【市ウェブサイト】くらしと市政くらし・手続↓ペット・動物↓平成29年度狂犬病予防集合注射  
住所変更や、飼い犬が死亡した場合は届け出を  
市内で飼い犬の居場所が変わったときは、愛犬手帳を持参し、環境総務課に届け出てください。  
飼い犬の死亡の場合は、直接届け出のほか、電話及び市ウェブサイトでの電子申請でも受け付けています。



県ウェブサイトの「迷い犬情報」では、保健所で保護している犬の情報を公開しています。「静岡県迷い犬」で検索してください。

◎富士警察署会計課

☎(51)01110

◎富士保健所衛生業務課(県)

☎(65)2154

飼い犬が行方不明になってしまった場合は連絡を

飼い犬が行方不明になってしまった場合は、環境総務課、富士保健所、富士警察署に連絡してください。

# 猫

との暮らし方



## 猫は室内で飼いましょう

猫を屋外に出すと、近隣住民の迷惑になるだけでなく、猫への危険もいっぱいあります。次のマナーを守り、室内飼養を心がけましょう。

- ◆首輪や迷子札をつける
- ◆去勢・避妊手術をする

## 猫を迷惑に思っている人へ

猫を迷惑に思う原因はさまざまです。「猫を追いつせばよい」と言う人もいるかもしれませんが。しかし、猫がふえる原因を解決せずに猫だけを排除しても、時間がたてばもとの状態に戻ってしまいます。所有者の判明しない猫を減らすための活動として「地域ねこ活動」があります。

## 「地域ねこ活動」をご存じですか？

「地域ねこ活動」とは、地域住民と所有者の判明しない猫とが共生し、将来的に所有者の判明しない猫を減らしていくことを目指す活動です。

地域住民が主体となって、所有者の判明しない猫に「決まった時間・決まった場所での適切なえさやり」、「排せつ物の処理」、「去勢・避妊手術」を行います。

市内でも、ボランティアの皆さんが「地域ねこ活動」を行っています。こうした皆さんの活動により、猫の増加が抑えられている地域もあります。



活動へのご理解をお願いします

## 所有者の判明しない猫の「去勢・避妊手術補助制度」について

動物病院で手術をした際に、病院で「富士市ねこの去勢・避妊手術処置証明書」を発行してもらい、手術をした年度内（4月1日～翌年3月31日）に、環境総務課に申請すると補助金が交付されます。

### 補助対象／

市内に生息する所有者の判明しない猫に手術（耳先カット含む）をした、富士市の住民基本台帳に記載されている人

補助額（1匹につき）／

去勢手術（雄）3000円

避妊手術（雌）5000円

持ち物／

- ①「富士市ねこの去勢・避妊手術処置証明書」、②手術費用の領収書の写し、③認め印（スタンプ印不可）、④振込口座がわかるもの

補助金は、予算の範囲内で交付するため、予算終了と同時に申請受付を終了します。

※証明書の「手術依頼者」と申請書の「申請者」「口座名義人」「領収書」の名前が同じ人に限ります。

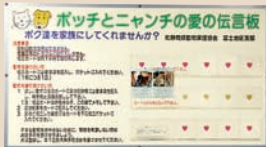
※第三者による所有者の判明しない猫で

# 犬猫の飼い主の皆さんへ

## 小さな命を大切に！

犬や猫を虐待したり捨てたりすることは、**とら犯罪**です。ペットを飼うことは、命を預かることです。飼い主には、終生飼養の義務と責任があります。最後まで愛情と責任をもって適正に飼いましょう。どうしても飼うことができなくなったときは、大切に飼ってくれる人を探しましょう。

新しい飼い主が見つからないときは、市役所1階北口の「ポッチとニャンの愛の伝言板」をご利用ください。愛の伝言板は、譲りたい人と新しい飼い主との情報交換の場です。



## 排せつ物の処理は飼い主の責任です（富士市マナー条例）

ペットのふんや尿の放置は、多くの人の迷惑になります。ペットの排せつ物は、飼い主が必ず持ち帰り、責任を持って処理しましょう。

あることの確認（申請書裏面への署名押印）や、手術後の個体識別写真の添付が必要です。



## 始めよう！ペットの災害対策

避難が必要な災害が発生した場合、飼い主はペットの適切な避難場所を確保することが必要です。

日ごろから、災害時に備えて必要なしつけをして、ペット用のえさやケージ、水などの備蓄品を確保しておきましょう。

（一社）静岡県動物保護協会作成のイラストや東日本大震災の実際の写真を用い、わかりやすく解説した冊子「ペット動物の災害対策（犬編・猫編）」を、環境総務課窓口で配布しています。

## 死亡した犬・猫などの小動物の火葬

飼い犬や飼い猫などの小動物は、環境クリーンセンターの動物専用炉で火葬できます。料金は、環境クリーンセンター（☎(35)0081）にお問い合わせください。  
※火葬の立ち会い、焼骨の引き渡しはできません。

## 問い合わせ／環境総務課

☎(55)2798 ☎(51)0522  
ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp